

補助金等取扱基準

補助金等の名称	一時預かり事業利用者補助金
補助事業等の目標	所得の低い世帯、支援が必要な小学校就学前子どもがいる世帯等（以下「低所得世帯等」という。）における一時預かり事業の利用者負担を軽減することにより、低所得世帯等の一時預かり事業の利用の促進を図る。
補助事業等の対象者	一時預かり事業による支援を受けた小学校就学前子どもの保護者であって、次のアからエまでのいずれかに該当する者 ア 一時預かり事業による支援を受けた日において、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者である場合 イ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税を課されない者である場合 ウ 保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者について、地方税法第 292 条第 1 項第 2 号の市町村民税に係る所得割の額を合算した額が 7 万 7,101 円未満である場合 エ 要保護児童対策地域協議会に登録された要支援児童及び要保護児童のいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のうち、市長がその児童及び保護者の心身の状況、養育環境等を踏まえ、一時預かり事業の利用を促した者であって、一時預かり事業に係る利用者負担額を軽減することが適当であると認められる場合
補助対象経費	一時預かり事業の利用に係る費用（食費を除く。）
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	子ども・子育て支援事業交付金交付要綱（平成 27 年 10 月 23 日 27 こ家第 452 号長野県県民文化部長通知。以下「県要綱」という。）に定める基準額の 10/10 とする。 【補助額が 5 万円未満、補助率が補助対象経費の 1/2 を超える場合の理由】 国及び県の補助事業であるため
補助事業等の評価	利用実績をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和 6 年 4 月 1 日
補助事業等の終了時期	令和 9 年 3 月 31 日 【終期が 3 年を超える場合の理由】
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	1 この取扱基準において「一時預かり事業」とは、一時預かり事業実施要綱（平成 27 年 7 月 17 日付け 27 文科初第 238 号文部科学省初等中等

	教育局長・雇児発 0717 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき市長が実施する一時預かり事業のうち、一般型、余裕活用型、居宅訪問型又は地域密着Ⅱ型のいずれかに該当する事業をいう。ただし、緊急一時預かりは除くものとする。 2 市長は、補助事業等の対象者の同意がある場合には、当該対象者が一時預かり事業を行う者に対して支払うべき利用料に相当する額（当該額が補助金の上限額を超えるときは、当該上限額）について、当該対象者に代わり、当該一時預かり事業を行う者に補助することができるものとする。この場合において、市長は、別に定める様式により当該対象者の同意を得るものとする。 3 補助事業等の対象者に係る要件として定める市町村民税及び市町村民税に係る所得割の額を合算した額の判定は、一時預かり事業を利用した月が属する年度（同事業の利用が 4 月から 8 月までの場合は、前年度）の市町村民税によるものとする。 4 補助金の対象となる利用に係る費用について、他の制度により給付又は補助を受けている場合は、当該給付又は補助の限度において、この取扱基準による補助金の交付の対象から除くものとする。
提出書類	1 補助金の交付を受けようとする保護者は、一時預かり事業を利用した日の属する年度の末日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。 (1) 一時預かり事業利用者補助金申請書（償還払い用）（様式第 2 号-1） (2) 一時預かり利用に係る領収書 (3) 保護者が補助事業等の対象者に該当することを証する書類 2 当該保護者に代わり補助金の交付を受けようとする一時預かり事業者（諏訪市立保育園を除く。）は、一時預かり事業を行った日の属する年度の末日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。 (1) 一時預かり事業利用者補助金申請書（代理受領用）（様式第 2 号-2） (2) 一時預かり事業による支援提供証明書 (3) 保護者が補助事業等の対象者に該当することを証する書類 諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係

令和 6 年 11 月 7 日 制定（令和 6 年 11 月 7 日 施行、令和 6 年 4 月 1 日 適用）